

【県民の健康調査】放射線影響研究所—県民の健康よりも原発事故データ収集が目的か

- ◆「放射線影響出ないからこそ研究を（千載一遇チャンス）」（大久保利晃理事長（当時））
- ◆「訴訟で必要になる『健康影響についての科学的根拠』を得る」（原発訴訟対策②）」（児玉和紀主席研究員（当時））

「東京電力福島第一原発事故後に福島県立医科大学（県医大）が担った県民健康調査を巡り、日米で共同運営する「放射線影響研究所（放影研）」が衝撃的な動きをしていた。

「放射線の健康影響が出ないからこそ研究を」「訴訟対策に」と求めていたのだ。研究や行政の保身が調査の目的なら、被災者本位とは正反対に向いていたことになる。これまで報じた背信行為の数々は、行きついた先で、ついにこんな思惑に結実したのか。提言した当事者は黙して語らない。…

経済産業省の文書には「放射線量が増加し始めた頃には避難完了」とあり、文化省内務省で「住民の放射線影響は問題にならない程度」と報告。同省所管の放射線医学総合研究所（放射研）は官邸に、健康調査は不要と進言した。大久保氏が「影響がないからこそ研究を」と提言したのはちょうどこの時期だ。放影研主席研究員だった児玉和紀氏も官邸に調査を勧めていた。調査が病気の早期発見につながると言及しつつ「この程度の被ばく線量では甲状腺がんは増えない結論が得られるかもしれない」「低線量反復「被ばくの健康影響を検証できる」という研究の側面から提案した。

さらに「行政の対応が適切で、がんの増加を防げたという結論になる可能性」「訴訟で必要になる『健康影響についての科学的根拠』を得る」という裁判対策の側面からも推していた。研究や将来の訴訟対策を調査目的とする放影研の2人の意見は、この段階では被災者の健康を心配し、県民に寄り添う形での調査を目指すべき県医大の立場とは相いれないように見える。ところが、県医大の思惑もこの後、奇妙な変化をうかがわせる。…

甲状腺がんの原因となる甲状腺の内部被ばくは「初期被ばく」とされる。甲状腺に集まって内部被ばくを起こす放射性ヨウ素は、量が半分になる半減期が8日と短い。事故後の初期段階で消えるため、こう分類される。一方、「長期被ばく」とは、半減期が長い放射性セシウムが土壌や森林などに残ってもたらず外部被ばくを指すとみられる。

被災者がまず気になるのは初期被ばくの方だが、阿部氏は長期被ばくについて「人類が経験したことのない」と説明。以後の内部会合でも「長期被ばくによる住民の発がんリスクのデータを発信する義務がある」と強調された。長期被ばくの研究に前のめりな様子がにじむ。（「東京新聞」19年2月24日付け）

放射線影響研究所 原爆投下後に米国が設けた原爆障害調査委員会（ABCC）が前身。1975年の改組で日米が共同運営し、被爆者の健康状態を追跡調査している。原則治療せずに検査してデータを収集し、「調査すれども治療せず」と非難された。

【【県民の健康調査】の案内】



福島県民のみなさま、
現在のご様子はいかがでしょう？

福島県・福島県立医科大学

平成30年度 県民健康調査 「こころの健康度・生活習慣に関する調査」に関するお知らせ

福島県立医科大学では、福島県からの委託を受け「県民健康調査」を実施しております。特に県民のみなさまの「こころ」や「からだ」の健康状態をおうかがいし、必要に応じて保健・医療・福祉・生活に関する情報を提供し、適切な支援をさせていただきますがため、平成29年度より「こころの健康度・生活習慣に関する調査」を行っております。
また、この調査ではよりよい支援を実施するため、市町村等との連携を図っています。

この調査票は下記に当てはまる方にお送りしています

平成28年8月11日時点で国が指定する政庁区域等にお住いだった方、及び、平成30年4月1日時点で当該市町村に住民登録のあった方の中で、平成15年4月1日以前に生まれた方。

- ※ みなさまの継続的な見守りのため、これまでの調査にご回答いただいた方へもお送りしています。
- ※ オンラインでも回答できます。同封の案内をご覧ください。

ご回答前にお読みください

○個人情報取り扱いについて

本調査票に記載された個人情報は、県民健康調査において使用するほか、震災時にお住いだった市町村や現在お住いの市町村等に情報提供する場合がございます。
また、調査への回答や結果、回答に基づく支援内容等については、学術的研究目的の利用及び公表(統計処理)はしますが、個人が特定される形で公表することはありません。

○調査へのご回答について

本調査へのご回答は任意によるものです。回答しない場合でも、不利益を受けることはありません。

○ご回答者について

この調査票には、調査票の表紙に印字されている宛名をご確認の上、ご本人がご回答ください。対象の方が不成年の場合は、保護者の方の同意が必要になりますので、表紙の保護者署名欄に署名の上、ご本人がご記入ください。
ただし、「自身で記入できない場合(高齢、けがなど)、家族または同居されている方に代筆いただけます。
なお、当センターからの送付先住所に変更がある場合には、調査票の所定の欄に新しい住所をご記入ください。

○ご回答期限について

この調査票がお手元に届いてからおおむね2週間以内でのご返送をお願いしておりますが、それ以降も回答は受け付けております。お時間がある時にご回答ください。返送の際には、同封の返信用封筒を「ご利用ください。

○ご回答後のケアなどについて

ご回答いただきました調査票は、放射線医学県民健康管理センターにおいて内容を確認し、専門的な支援が必要と判断した場合には、臨床心理士、保健師、看護師等による「こころの健康支援チーム」からご連絡させていただきます。詳しくは裏面をご覧ください。

お問い合わせ先



福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター

「こころの健康度・生活習慣に関する調査」専用ダイヤル 024-549-5170

※なお、住所変更等の事務手続きについては、024-549-5130 にご連絡ください。
(9:00～17:00(12/28～1/3及び土日祝日は除く。)) ※おかけ間違いのないようご注意ください。

【福島の桜を見に来ませんか】日にちは、

*4月6日(土)～8日(月) *13日(土)～15日(月) *20日(土)～22日(月)
の各1泊2日です。連絡を待っています